

本用紙にご記入頂きそのまま FAX でお送りください。

デジタルもぐら junior (3022J) 5年メンテナンス申込書

防災機器だからこそ、必要なサービスがあります。
 機器が故障した時に素早く代替機器の提供を受け、運用を継続することが重要な要件となります。
 長く安心してお使いいただくために保証期間の延長をおすすめします。

申込方法

デジタルもぐらの購入後1ヶ月以内に、本用紙に記名捺印のうえ FAX にてお申込みください。

保証対象

デジタルもぐら本体

5年メンテナンスのサービス内容

保証対象、保証内容はメーカー保証内容に準じます。

1. 保証期間は、メーカー保証1年間 + 延長保証4年間 = 5年間の保証サービスをご利用頂けます。
2. 機器故障時の代替機器の無料貸出（郵送にて商品をお届けします。 設置工事は含まれません。）
3. 保証期間の5年以内に機器が故障した場合、無料にて修理いたします。
4. ご希望のお客様には、年一回周知広告用ポスターを、ご提供させていただきます。

*機器の検査や修理を依頼する時の脱着作業費、それらに伴う交通費および送料等の諸経費は、お客様のご負担となります

サービス対象外事由

※別紙サービス対象外事由をご参照ください。

その他

本商品の修理を依頼された際、故障内容が再現しない場合、または本保証の対象外の原因による故障であることが判明した場合は修理技術費用をご請求する場合があります。

製造番号、保証開始日は保証書をご覧ください。

価格	5年メンテナンス 9,000 円 (税抜)		期間: 保証開始日から5年間
対象機種	デジタルもぐら junior DM-ER3022J		製造番号
保証開始日	年 月 日		
契約者名 (捺印は認印で可能)	会社名	担当者名	
	(ふりがな)	(印)	(ふりがな)
	E-mail (注1)		
	住所 〒		
	電話番号	FAX	
代理店・販売店名			

〈サービス対象外事由〉

※下記の事項については保証の対象とはなりませんのでご注意ください。

- ①ユーザー登録が行われていない場合、および、保証書のご提示がない場合。
- ②保証書の所定事項の未記入、または字句を書き換えられた場合、および購入時に登録した使用者、設置住所に変更がある場合。
- ③取扱説明書に記載された内容とは異なる方法で使用した場合の、事故や故障および損傷。
- ④取扱説明書に記載されてある、注意事項の不徹底により発生した場合の、事故や故障および損傷。
- ⑤ご使用上の誤り(水などの液体こぼれ、落下、水没)または改造し設置した場合の、事故や故障および損傷。
- ⑥本製品と併用して使う外部制御機器の異常が原因による、事故や故障および損傷。
- ⑦使用により生じた、傷や塗装などの外見上の変化、および化学薬品の付着による表面処理の、変化や変質。
- ⑧お買い上げ後の輸送や移動時の落下・衝撃などによる、事故や故障および損傷。
- ⑨火災・地震・風水害・落雷その他の天変地異、および公害・煙害・異物混入・塩害・盗難などによる、事故や故障および損傷。
- ⑩有寿命部品や消耗品の自然消耗、腐耗、劣化等により部品の交換が必要になった場合。
- ⑪故障および損傷原因が製品以外にある場合。
- ⑫消耗品および付属品。
- ⑬その他、お客様の過失による損傷や故障があったとみなされる場合や、弊社の責に帰すことができない原因により生じた、事故や故障および損傷。

※ 検査や保証修理等で使用できない期間、地震速報を受信できなかったことを原因とする一切の損害費用の補償はしません。

※ 機器の検査や修理を依頼する時の脱着作業費、それらに伴う交通費および送料等の諸経費は、お客様のご負担となります。